

3 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月6日

◆請願に係る意見（議請第11号）

小島委員

本請願について、不採択とする立場から意見を申し上げます。

政務活動費は、議員の政策立案活動や調査研究活動など議員活動の活性化と、地方議会の更なる審議能力の強化などを図るために、地方自治法において制度化されているものである。日夜722万県民の信頼と負託に真摯にお応えすべく政務活動を行う上で、必要かつ不可欠なものである。

政務活動費の活用に当たっては、最近の政務活動費を巡る議論を待つまでもなく、県民の信頼を損ねることのないよう、常に厳しく自らを律していかなければならないことは言うまでもない。

それは、本県政務活動費に係る条例や関係規程は、その制定過程において、県民から負託をいただいた我々議員が、地方自治法の趣旨に沿い、良識をもって、半年間にわたって十分に議論を尽くして制定されたものであることから、明らかである。

よって、「本県議会が自ら定めた条例には、全く県民の声が反映されていない」として、政務活動費の廃止を含め見直しを行うべきとの本請願は、不採択とすることが妥当であると考えます。

村岡委員

我が党は政務活動費について、一貫して使途の透明性の確保を主張してきた。政務活動費は、県民の意見や実態を正確に把握するために必要と考える。請願者は、交付金額、使い方について県民の声が全く反映されていないと決めつけているが、この間、全ての支出に領収書の添付を行うなど、県民の声に応えた前進があることから、本請願には賛成できない。

木村委員

本請願に対して、不採択の立場から発言する。

地方分権も進み、地方議員の活動が広がる中で、政務活動費はなくてはならないものである。一部で不適切な使われ方があることも事実であるが、我が会派としては、これまで率先して公開に努め、適切な使用に心掛けてきた。本請願では、廃止を含めた見直しを求めているが、我が会派では、議員にとって政務活動費は必要だと考えており、今後も透明性の向上、並びに適切な使用に努めていく。よって、本請願には不採択を主張する。

権守委員

不採択とすべき立場から申し上げます。

県民の皆様の理解を深めるためには、政務活動費について、不断の見直しは必要であると考えます。公明党も、公開前からそのように行っており、返還も行っている。

この文書にある今回の兵庫県の号泣県議の政務活動費の不正使用は、犯罪であり、この兵庫県議は既に刑事告発もされている。このことと、県民には理解できない使い方が目立ちましたということは、一線を画す。また、文書の決めつけ方に疑問を感じることから、不採択が相当であると申し上げます。

◆請願に係る意見（議請第12号）

小島委員

本請願について不採択とする立場から意見を申し上げます。

請願者は会計帳簿を議会に提出するようになれば、あたかも議員活動と政務活動費の適正執行の確認ができるかのように主張している。

しかしながら、すでに本議会では1円以上の全ての支出について領収書の提出を義務付けてお

り、これに勝る透明性の確保はない。

また、そもそも会計帳簿は、会派が政務活動費の支出の内訳を明確にするために調製するものであり、一律に議会のホームページで公開するものではないと考える。

よって、本請願は、不採択とすることが妥当であると考える。

村岡委員

議請第12号については、紹介議員として、賛成の立場から意見を申し上げます。

請願の趣旨でも触れているように、政務活動費の使い方については、県民の注目が高まっていることは周知のとおりである。使途の透明性を、より一層確保することは、県民に対する私たちの責任である。2013年度より、全ての支出に領収書が添付されるようになったことは一つの前進であるが、更に政務活動費会計帳簿がホームページ上に公開されれば、県民は議員の活動を容易に確認できるようになり、使途の透明性がより確保され、県民の議会への信頼と関心を高めることになる。よって、委員の皆様には是非、採択していただくようお願いする。

木村委員

採択の立場で発言する。

県民の政務活動費に対する関心が高まっている中、我が会派としては、より一層の透明性の向上、公開に努めていくべきであると考え。それによって、県民の信頼も得られ、また、適切な使用も担保されるものと考え。よって、本請願には、採択を主張させていただく。

舟橋委員

我が会派では既にホームページ上で公開しているので、採択の立場をとらせていただく。

◆議会の運営に関する事項

委員長

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月10日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

了承